

2018年6月定例議会 討論

2018年6月15日

氏平 三穂子

1、米朝会談を受けて

氏平議員

6月12日、史上初の米朝首脳会談が開催されました。長年にわたって厳しく敵対してきた米国と北朝鮮が初の首脳会談を行い、朝鮮半島の非核化と平和体制構築を進め、両国関係を敵対から友好へと転換させるために努力することで合意したことに対して、私はとても感激しています。このように世界が劇的に平和に向かって動いている時だからこそ、日本政府としては、日朝平壤宣言にもとづき、核、ミサイル、拉致、過去の清算など両国の諸懸案を包括的に解決し、国交正常化のための努力を図り、開始された平和のプロセスを促進する役割を果たすべきではないでしょうか。拉致問題の解決もそうした努力のなかに位置づけてこそ道が開けると思います。米朝首脳会談を受けて、日本政府が今取るべき態度について、知事のお考えをお聞かせください。

知事 答弁

共産党の氏平議員の質問にお答えいたします。

米朝首脳会談についてのご質問であります。外交問題は国の専権事項として、国において適切に対処すべきものと考えております。

県としては、核兵器のない平和で安全な世界の実現や、弾道ミサイル発射の抑止、拉致問題の解決は、県民の安全・安心な生活に関わるものであり、今後の動向に関心をもって注視してまいりたいと存じます。

以上でございます

氏平議員

知事ご答弁ありがとうございました。これから非核化に向けては日本が戦争被爆国唯一の国であるという立場をもっと、きっちりと自覚をして世界にアピールをして打ち出している事も重要なと、私は思っております。

それでは続きまして農業の振興についてお訊ねをします。

2、農業振興について

氏平議員

農業の振興についてお尋ねします。

今日本の農業は、基幹的農業従事者が70歳以上という極端な高齢化が進み、農地の減少や、耕作放棄が止まらず、食料自給率は先進国でも最低の38%へと低下しています。にもかかわらず、国は食料自給率の目標さえ持てないありさまです。

以下農業振興についてお尋ねします。

① 耕作放棄地対策について

農地の集積を図る目的で、農地中間管理機構事業が出来ましたが、効率の悪い耕作放棄地は対象外であり、結局この機構は農外企業のための「優良農地の囲い込み」の事業になっていると思います。中山間地域が7割と言うわが県において、耕作放棄地対策は重要な課題と言わなければなりません。県はこの間、効率の悪い耕作放棄地についてどのような対策を講じて来られたのでしょうか。また、併せてその進捗状況と課題について農林水産部長にお伺いいたします。

② 小規模家族農家の支援策について

高齢化が進んでいるといっても日本の農業の主流は小規模家族農家です。私の実家も兼業農家で、今でも88歳の母が7反ほどの水田を作り、段々畑で桃を栽培しています。水田は弟夫婦や近所の人の手を借りて作り、桃栽培は母が第一線で作っています。米にしても桃にしても「どこよりもうちのが一番おいしい」と自負して頑張っています。

しかし、日本では農業経営の規模拡大、法人化、企業の農業参入が促進され、家族農家に対する風当たりが益々強まっています。ご存じのように国連のFAO（国連食糧農業機関）は2014年を「国際家族農業年」と決めました。そこでは時代遅れと思われていた小規模・家族農業が、実は最も持続可能な農業のあり方であり、最も効率的だと評価されたのです。その理由は、経済危機や自然災害というリスクに対して、大規模専業経営よりも農外所得を持つ小規模兼業農家の方が耐性が高く、経営持続力があること、また生産性も高いということです。さらに国連は来年2019年から2028年の10年間を「国際家族農業10年」とすることを決めました。資料①をご覧ください。アメリカを含む世界81ヶ国の農家のうち、耕作面積が2ヘクタール未満の割合は85%であり、世界の食料の8割を家族農業が生産しているのです。日本においても家族農業を抜きにしては食料自給率の向上も農村地域の維持も持続も図ることはできません。そのためにはアメリカでもEU諸国でも国がしっかり生産費用を償う価格保障を強化しているのです。資料②は主要国の農業所得に占める補助金の割合です。EU諸国ではほぼ100%近くが補助金です。「これが産業か」と言われるかもしれませんが、命をも守り、国土を守っている産業を国民みんなで支

えるのはEUでは当たり前なのです。逆に当たり前でないのが日本です。米の直接支払交付金も今年度から廃止されました。家族農業潰しとしか思えません。世界の流れにまったく逆行しています。農家には生産コストに見合う価格保障、戸別所得補償をしっかりと行い、家族農業を守る政策に転換するよう国に求めるなど家族農業を支援すべきではありませんか。知事にお尋ねします。

また、新潟県では経営環境が不利な中山間地域の農業者を支援する「公的サポート」事業（10アール当たり1万5千円）という県独自の戸別所得補償を講じています。わが県は7割が中山間地域であり、中山間地域の振興を言うなら、新潟のような県独自の中山間地域の農業者支援策を検討されてはいかがでしょうか。知事のお考えをお聞かせください。

知事 答弁

農業の振興についてのご質問であります。

まず、家族農業の支援についてであります。小規模な経営が多い家族農業に対しては、園芸作物の導入や集落営農によるコスト低減等を通じて、所得向上を図り、持続可能な農業経営が実現できるよう支援しております。

なお、価格変動などによる農家所得の減少に対しては、既に補填制度が設けられていることなどから、国への提案は考えておりません。

次に、中山間地域の農業者支援についてであります。中山間地域に対しては地域の特性を生かしたピオーネや黒大豆などの生活振興をはじめ、6次産業化による加工品開発の支援などの取組を進めております。

また、お話の所得補填施策ではありませんが、市町村や地域による、農村と消費者との交流促進を支援する県独自の事業に取り組んでおります。今後とも、こうした取組を通じて中山間地域の農業振興を図ってまいります。

以上でございます。

農林水産部長 答弁

耕作放棄地対策についてであります。これまで県では、市町村等と連携し、農地中間管理事業による農地集積のほか、国の中山間地域等直接支払制度を活用し集落ぐるみの取組活動を支援するなど、耕作放棄地の発生防止に取り組むとともに、国の荒廃農地等利活用促進交付金や県事業の活用により、荒廃農地の再生・利用を進めるなどの対策に総合的に取り組んでいるところであります。

こうした取組の結果、中山間地域等直接支払い制度について、対象となる農用地の約75%で取組が進められているほか、国の交付金を活用し、これまで134haの耕作放棄地が再生されているところであります。

一方で、高齢化や担い手不足等により農家が減少し、土地持ち非農家が所有する耕作放棄地が増加傾向にあることから、担い手農家への一層の農地集積を進めるなど、引き続き耕作放棄地対策に取り組む必要があると考えております。

氏平議員 再質問

ご答弁ありがとうございました。家族農業が大規模な専業の経営よりも耐性、要するにちょっとやそっとの事では潰れない、撤退をしない。そして経営的にも持続力がある。私のところも兼業農家でしだけれども、例えばここにいる議員の方も、県の職員の方も、きちっと収入を得ながら兼業農家をされている方多いと思います。先祖伝来受け継いだ土地ですから、土地に対する愛着心も強いし、ちょっとでもいいものを作ろうという、品質を高めるという事においても非常にこの兼業農家の家族農業というのは、優れているという風に思いますし、アメリカが大規模のようでも96%は家族農業で、企業は4%しか農業には参入していないというデータもあります。とくに、地域での家族農業は文化を作っていたり行事を受け継いでいたり、本当に土地を守り文化を継承するという、そういった大きな色んな役割がありますので、今本当に国際的には家族農業が世界の主流であるし、これをやっぱりちゃんと守っていこうと、いう動きだからこそ、来年から10年間は家族農業年にしようと言っている訳ですね。私も兼業農家で近くの人が学校の先生なんか多いのですけれども、やめられて、年金で農業をやってられる方多いのですけれども、結局機械が壊れたらかなりの投資があるので、年金をつぎ込んで農業をやっているんだよという風におっしゃる方も多いわけですから、やっぱりそこにもうちょっと補償があればまた次の子供、そして孫にも土地を受け継いでやっていこうという風な、気運と動きが出てくるという風に思いますので、家族農業、特に日本は兼業農家が主流で、だからこそもっているんだという所を、きちっと評価しながら支えていく施策というのが非常に農業の振興にとっては重要なと思いますけども、その家族農業に対する評価ですね。ちょっと知事のお考えをお聞かせください。

知事 再答弁

家族農業についてどのように思っているかと、随分時間を使って家族農業についてのメリットを話したけれども、響いているのかということだと思いますけれども、家族農業という事だと、私自身は家族農業ではないんですね。家族で商業だったり工業だったり、その家族経営という事で言えば、日本は非常に家族経営の比率の高い、もしくは家族経営をしている、もしくは家族経営から少し発展しているけれども、未だに家族経営の形態をとっている企業のレベルが高いことで知られている訳でございます。当然、例えば製鉄業ですとか自動

車産業はなかなか家族でやるわけにはいきません。近代的、大規模な組織形態というものがあって、初めて安定した品質の製品ができるんだろうと思いますけれども、たぶんそれぞれの良さがあるんだろうと思います。私自身マネジメントをある種、ライフワークにしていますけれども、分かってきているのは、とにかく数千人、数万人が参加する企業を健全に保つという事がいかに難しいか、ということでございます。東芝のように本当に優秀な人が一所懸命がんばっていても、実際には3つの派閥に分かれていたそうですけれども、優秀な人が東芝のために日本の産業のためにと考えていてもなかなか、全うな動きをすると潰されてしまうという複雑な人間関係の中に埋もれてしまうという、という事が小さな企業、小さな組織、典型的には家族でありますけれども、だとそういう事が非常に少ないということも直感的にわかることでございます。それぞれのメリット、デメリットがある訳でありますし、そもそも中山間地の多い日本の農業がすべて企業で運営できるか、という方がたぶん難しいのだろうと思っております。岡山県の特質にあったそれぞれの形態を活かしていきたいと、このように考えております。

3、種子法の廃止について

氏平議員

65年にわたり、日本の食と農を支えてきた主要農作物種子法が今年の4月から廃止されました。全国的にも種子法廃止は問題だとして、独自の条例を制定して県段階で種子を守る動きが新潟、兵庫、埼玉県で出ています。また4月19日には野党6党が「主要農作物種子法復活法案」を共同で衆議院に提出しました。先日農家の方から「種子法が廃止され、種子を民間に任せれば種代はどのようになるのか不安です。実際に民間種子として販売されている三井化学のミツヒカりは公的品種の10倍の価格で、20キロ8万円だそうでとても買えない」との話を聞きました。主要農作物の種子は今までどおり県が責任を持って安価で農業者へ提供できますか。農林水産部長にお尋ねします。

次に以前の私の質問で、県は「県としては、高品質な農産物生産のためには、農業者への優良な種子を安定的に供給することが重要とかがえており、引き続き、農業研究所の役割である奨励品種の選定に係る試験、種子生産のもととなる原原種や原種の生産を継続して参りたい」と答弁されました。この農業研究所の役割は後退することはありませんね。農林水産部長にお尋ねします。

また、他県のように独自の条例を制定して、種子を守るお考えはありませんか。知事にお尋ねします。

知事 答弁

お答えいたします。

主要農作物種子法の廃止についてのご質問であります。

条例の制定についてであります。県では、法廃止後においても、引き続き、優良な種子を農業者に安定供給できるよう、県奨励品種等の種子の生産・供給体制を維持しているところであり、新たな条例の制定は考えておりません。以上でございます。

農林水産部長 答弁

お答えいたします。

まず、安価での種子提供についてであります。県では、主要農作物種子法が廃止された後においても、これまでどおり、水稻、麦、大豆の奨励品種等について、関係団体との緊密な連携の下、農家ニーズなどに基づく種子の供給計画を策定し、優良種子が適正な価格で農業者へ安定的に供給できるよう取り組んでいるところであります。

以上でございます。

次に、農業研究所の役割についてであります。県では、高品質な農作物生産のためには、農業者へ優良な種子を安定供給することが重要と考えており、奨励品種の選定に係る試験や、種子生産の元となる原原種や原種の生産については、これまでどおり、農業研究所の役割として取り組んでいるところであります。

以上でございます。

氏平議員 再質問

ご答弁ありがとうございました。実は先月5月28日の参議院の農林水産委員会、国はこのように言っているんです。この種子法が廃止されたあとの都道府県の役割というのは、民間事業者の参入が進むまでの間、種子の生産に係る知見を維持し、それを民間事業者に対して提供する、これが今の都道府県の役割だという風に述べている訳ですね。だから、民間事業者が参入する時期が来ればもう全部民間事業所に種子の65年間営々と蓄積した知見を出しなさい、ということを行っている訳で、それに対して、これはもう大変なことになるという事ですね、今3県ですけれども、やっぱり都道府県が独自の条例を作り始めている訳です。それで、新潟の条例の骨子を見ますと、例えば種子生産団体の指定、種子生産の圃場の指定、そういう風にきちっと県で、どこで種を作

ってもらおうのかっていうのを条例で決めている訳です。そうすると民間が参入のしようがないと形での布陣を各都道府県はとってきているんじゃないかと思えます。日本の大きな種の子会社っていうのはそうない訳で、結局はモンサントのような海外の大資本の種をつくるどころが参入してくる可能性もある訳ですから、そういった意味で種子の守るといふ条例といふのが必要だと私は思うのですけれども、もう一度知事のお考えをお聞かせください。

知事 再答弁

このご紹介された、他県制定されている条例では、主要農作物優良種子の安定供給を図ることを目的として、言われたとおり、省令品種の選定や種子の生産・供給について必要な事項が定められている訳ですけれども、本県ではこうした内容について、要綱等を制定した上で、農業研究所をはじめ、申し上げましたように必要な予算、人員を維持しているところでありまして、新たな条例の制定は現状考えておりません。

4、国民健康保険の都道府県化等について

氏平議員

そもそもの国保制度の役割について伺います。国保には医療の最後のセーフティーネットとして社会保障としての役割があると考えますが、この認識について保健福祉部長にお尋ねします。

この4月から「国保の都道府県化」が始まりました。

国保はご存じのように、深刻な構造上の問題を抱えています。加入世帯の貧困化、高齢化に加えて国からの予算削減で滞納世帯も増えています。年収400万円の4人家族で国保料は41万円、協会けんぽは20万円で倍の保険料なのです。だからこそ全国知事会が国保料をせめて協会けんぽ並に引き下げるためには1兆円の財政支援が必要だと国に要求したのです。しかし、結局国からの支援は3400億円であり、必要額の三分の一です。こうした状態でスタートさせた都道府県化ですが、国はこの制度をなんとしても軟着陸させるため4段階の激変緩和措置を取りました。また、市町村の一般財源からの法定外繰り入れも「自治体で判断していただく」として国は容認しました。その結果、私が調査したところ、県内で昨年より国保料が上がったのは7市町村であり、他は現状維持もしくは下がったとなっています。このことは今後も激変緩和措置の財政支援や法定外繰り入れなしでは国保料の高騰を抑えることはできないことを示していると考えます。そこでお尋ねします。こうした激変緩和措置は一時的な対応策であり、全国知事会が求めたように、国は恒久的な財政支援策を

取るべきだと思いますし、また当然市町村の法定外繰り入れは自治体の判断任せるべきと思いますが、保険料の高騰抑制策について保健福祉部長のお考えをお聞かせください。

次に、国保の都道府県化で新たに保険者努力支援制度が創設されました。県と市町村に交付され、特に市町村では収納率を上げることも評価され、支援金が交付されることとなります。ともすれば収納率を上げるため、行き過ぎた取り立てや滞納処分がおこなわれることが懸念されます。この保険料徴収に係る問題に関して、県はどのように市町村を指導されようとしておられますか。保健福祉部長にお尋ねします。

保健福祉部長 答弁

お答えいたします。

国民健康保険の都道府県単位化についてのご質問であります。

まず、国民健康保険制度の役割についてであります。国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ医療保険制度の一つであり、被保険者が安心して医療を受けられる、国民皆保険の最後の砦としての役割を担っていると認識しているところであります。

次に、保険料のうち抑制策についてであります。国保運営方針に基づき、将来の被保険者数及び年齢構成等による医療費の伸びを踏まえ、後発医薬品の使用促進による医療適正化や生活習慣病予防などの健康づくり対策を推進し、被保険者の負担軽減を図ってまいりたいと存じます。

併せて、今後の医療費の増加に耐え得る財政基盤を確立するため、国定率負担の引き上げなどの財政支援の方策を講じるよう、引き続き全国知事会を通じ、国に働きかけてまいります。

なお、決算補てん目的の法定外繰入については、健全な事業運営の観点から好ましくないため、被保険者の負担が短期間で著しく増加することがないように配慮しつつ、計画的に解消・削減すべきものと考えております。

次に、徴収に係る市町村指導についてであります。保険料の収納確保は、被保険者の負担の公平を図り、制度を維持する上で重要であり、こうした観点から保険者努力支援制度の評価項目とされたものと承知しております。

引き続き、国税徴収法等関係法令の遵守とともに、滞納者の生活実態等、実情に即した保険料の徴収がなされるよう、市町村に助言してまいりたいと存じます。

氏平議員 再質問

ご答弁ありがとうございました。県としては、医療の給付費が増えないように健康増進活動やジェネリックを使うとかいろいろと手立てを打ってらっしゃっているし、市町村に求められていると思うのですけれども、そもそもこの国保料というのは、協会けんぽの倍の保険料だという所からですね、国に勿論求めて頂きたいのですけれども、1兆円を。それなら、はいはい、来年から出します、ということにはなかなかならない訳で、やはり、市町村独自の法定外繰り入れで何とか抑制をしたり、今の激変緩和で特例基金も300億、国からのが6年使えるという事のようなので、そういう激変緩和の財政的な支援もしながらできるだけ上がらないという形をとるべきだと思うのですけれども、その辺もう一度、そのできるだけ法定外繰り入れはやらないように指導されていく、というふうにおっしゃったんですけども、それはもう、市町村の判断でいいと、任せられるということの認識でよろしいのでしょうか。

保健福祉部長 再答弁

再質問にお答えします。国保料については、例えば協会けんぽの倍ぐらいの保険料じゃないかという事を考えると、激変緩和措置で何とかだけれども、例えばその運営主体、県も財政運営の責任者にはなっておりますが、合わせて一緒に運営しております市町村、市町村独自の例えば法定外繰り入れというのも市町村の判断でと、いう認識でいいのかということでございます。

こちらにつきましては、本答弁でも申しましたとおり、やはり事業運営の観点から、決算補填目的の一般財源の繰り入れというのは好ましくないと、いう事でございます。実際県内の市町村とともに国民健康保険運営方針というのを、昨年11月に作成したところでございますが、その中におきましても、赤字の定義、あるいは削減すべきものということにつきましては、市町村ともご意見を頂きながら一緒に作ったのですけれども、そういう中でやはり決算補填目的の法定外の一般会計繰り入れ、という事については、年限をある程度決めた上で各市町村が削減していくということで、すでにすべての市町村で計画を出されておりますので、まあそこは今後の高齢化、あるいは逆に言いますと年齢構成が変わってきまして75歳以上が後期高齢に入りますので、じつはもう5年くらいすると国保の数っていうのは減ってくると思います。そういう観点も含めて、一般会計の繰り入れということにつきましては、削減していくという方向ではございますが、最終的には保険料を定める市町村が判断するものというふうに思っております。以上でございます。

5、無料低額診療事業について

氏平議員

次に無料低額診療事業についてお尋ねします。

私はここに「2017年経済的事由による手遅れ死亡事例調査概要報告」を持ってきました。全日本民医連に加盟する639の病院の報告であり、29都道府県で63件の事例が報告され、岡山県でも1事例ありました。この数は国全体では氷山の一角に過ぎません。国保が最後のセーフティーネットと言われながら保険料を滞納し、医療にかかれず死亡する事例が後を絶ちません。私は一昨年の9月議会で「医療から排除される人を作らない」ことが大前提であり、そのためにも無料低額診療事業の役割は大きいことを質問しました。この事業の現時点での実施状況、利用者数の推移、制度の周知状況はどうなっているのか保健福祉部長にお尋ねします。

私は県下5つの2次保健医療圏に少なくとも1ヶ所ずつの無料低額診療を行う医療機関があるべきであり、そのために県も努力していただくべきと考えます。以前の私の質問では空白の医療圏は3つもあるとのことでした。同時にこの事業は第2種社会福祉事業であり、各医療機関の判断にまかされているとも言われました。たしかに民間は難しいとしても公的医療機関には努力していただくよう県として働きかけていただきたいと思います。2次保健医療圏での実施体制の確保について保健福祉部長のお考えをお聞かせください。

保健福祉部長 答弁

お答えいたします。

無料定額診療事業についてのご質問であります。

まず、実施状況等に付いてであります。現在、県内3保健医療圏域の17医療機関において実施されており、利用は、平成28年度までの3年間をみると、毎年度概ね20万回程度で推移しております。

また、実施医療機関の情報については、「おかやま医療情報ネット」で広く情報提供しているところであります。

次に、実施体制の確保についてであります。この事業の実施にあたっては、無料又は低額な料金で診療を行う患者数が一定の割合以上であることや、医療ソーシャルワーカーの配置、生活困難者を対象とした無料健康相談の実施など、多くの要件があり、医療機関の負担も伴うこととなっております。

こうしたことから、この事業への取組については、公的医療機関も含め個々の医療機関において、実施が判断されるものと考えております。

以上でございます。

氏平議員 再質問

部長ありがとうございました。なかなか、県南の所くらいしかないんですね。五つの医療圏の中で。県北はほとんど無いわけですから、国保料が払えなくて、滞納しているんだけど病院に行きたいという人が相談に、全県的に、県南の人はあるけれど、県北の人はほとんどそういう場所がないというのが、今の実態でございますので、無理に絶対にやりなさいと公的機関に言えないにしても、やはり県としてはこういう状況の中で、ぜひ五つの医療圏の中で、最低でも一個、特に公的機関が役割を果たしてもらえませんかという風な願いをしたらどうかと思うので、そういう事はされたことはあるのでしょうか。

保健福祉部長 再答弁

再質問にお答えします。無料低額診療については医療圏において空白があるところもあるという事で、やはりそういうことについては何らかの対応ができないのかという事でございます。先ほど本答弁で申し上げましたが、医療機関の負担も伴う、まあこれは例えば財政的な問題だけではなくて、人の確保というようなことも含めてあるというようなこともございます。こういう事の観点におきまして、最終的には各医療機関の方で、逆にこの低額診療をすることによって、例えば固定資産税の減税というようなことにもなったりする場合もございまして、そこはその医療機関判断でされているという事でございます。なお、先ほどの繰り返しになりますが、現行では県北地域では津山において低額診療の医療機関もございまして、前回の答弁以降、倉敷においても新しくできたという状況でございます。以上でございます。

5、ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業について

氏平議員

昨年創設されたこの事業は、卒業生等から寄付を募り、県立学校の教育環境整備を図るという目的で、返礼品のないふるさと納税であります。わが県議団は学校を指定しての寄付であることから学校間で格差が生じること、また教育環境整備は本来県の教育予算で行うべきであり反対の態度を表明しました。初年度の実績はどうでしょう。県内69校中、この事業に手上げた学校は34校で全体の半分であり、寄付金総額は3千万余円です。学校別の寄付金一覧を頂きました。一千万円を超える学校もあれば5千円と言う学校もありその格差は想像以上でした。この結果をどのように教育長は感じておられますかお尋ねします。

私は工業高校、農業高校などは比較して寄付が多いと感じました。その理由

は工業機械であったり、農機具であったり、こうした学校には教育機材や設備にお金がかかります。こうした機材や設備の遅れを実感した卒業生たちが後輩に、良い教育環境で学んで欲しいとの善意の想いで寄付されたのではと推測します。また岡山市内のある支援学校にも他校に比べて多い金額が寄せられました。ここは以前から父母や教員から施設整備を求める声が上がっていた学校です。こういう学校には寄付者の熱意に応え早急に教育環境を整備する必要がありますと思いますが、環境整備の優先順位について教育長のお考えをお聞かせください。

また懸念される点もあります。1千万円を超えた寄付を受けた学校は、ネットなどの広報活動をしっかり行っています。寄付金獲得に向けた競争が過熱するのではと心配します。やはり学校指定はやめるべきと思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

教育長 答弁

まず、学校間の格差についてであります。昨年度は、事業初年度であり、各学校の活用プラン策定の時期や、一件当たりの額に違いがあることなどから、これまでの寄付額に差が生じていると認識しておりますが、事業の目的である、より良い学習環境の整備が生徒にもたらす教育効果は大きいと考えており、額の多寡にかかわらず、寄付者の方々の御厚意に大変感謝しているところであります。

次に、優先順位についてであります。県費で実施する施設や設備の整備については、限られた予算の中で、緊急性や必要性に鑑み判断しておりますが、ふるさと岡山学舎環境整備事業は、こうした県費による整備基準を超える施設整備等について実施するものであります。

いずれにしても、寄付者の方々の御厚意に応えるべく、目標金額を達成した際には、寄付金を活用した施設整備等を早急に図ってまいりたいと存じます。

次に、学校指定の廃止についてであります。この事業は、学校の示す寄付の使い道に共感し、応援したいという卒業生などの思いを受け、実施するものであるため、寄付者の奪い合いにはなりにくく、また、活用プランの策定にあたっては、各学校の状況に応じて目標額が設定されていることから、競争が過熱することはないと考えており、今後とも学校を指定して寄付をいただく取組を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

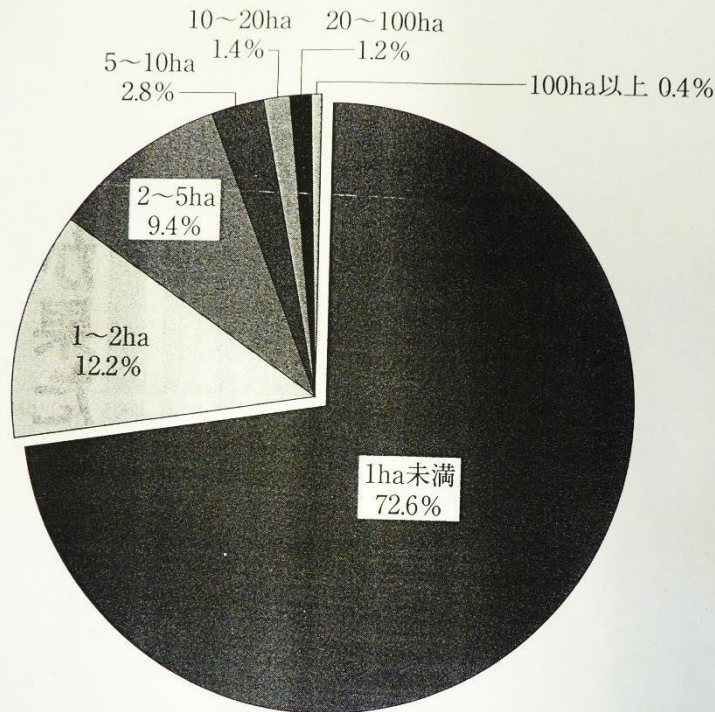
氏平議員 再質問

ご答弁ありがとうございました。3,000 万余円のうち、学校の指定でなく寄付をして頂いたお金が確か 16 万円だったと思います。だからほとんど、岡山県のどこの学校でもいいから県立学校を応援してやろうという形ではあまり集まらないんだなと、この一覧を見て思ったわけですけど、やっぱり学校指定という形が非常に効果が高いし、受け止める学校側とか、そこで学ぶ人たちも、うちの先輩がこれだけ寄付してくれたということで、なんかこうすごく、うれしいというか、その辺が強いんでしょうか。そのあたりをもうちょっと教えてください。

教育長

お答え致します。学校指定の必要性がどれが強いのかという事の質問であったとお伺いいたしました。学校指定につきましては、使い道をしっかりと示しますことで、寄付をして頂く方からも、そういう事であるならば、このことにぜひ応援したいという共感や、納得が大変得られやすいという風に考えております。また、受ける側の学校の方としては、どうかという事がありますので、これはプランとしてあげておりますのは、当然学校としては通常の予算の配分の中ではなかなか難しいけれども、特色ある教育を進めていくにはぜひこういう事が必要だと当然あげていますので、それについて先輩からぜひこういう事で使ってほしいということで、寄付があった場合には大変感謝しておるという状況も確認しております。以上でございます。

資料1 81か国における農地面積規模別経営体構成



(前掲書より)

資料2 主要国の農業所得に占める補助金の割合

	2012年	2013年
日本	38.2	39.1
アメリカ	42.5 〈23.2〉	35.2 〈19.8〉
スイス	112.5	104.8
フランス	65.0	94.7
ドイツ	72.9	69.7
英国	81.9	90.5

資料：日本は農業経営統計調査から鈴木宣弘が計算、米国は磯田宏九州大学准教授、スイスは飯國芳明高知大学教授、EU 諸国は石井圭一東北大学准教授による試算値。

注：補助金を含む農業所得に対する補助金の割合。米国は農産物価格高騰による補助金支払いの減少に伴う数値の低下に留意する必要がある。米国の〈〉は国内食料支援部分を含まない場合。100を超えるのは補助金なしでは所得がマイナスであることを示す。スイスは直接支払いのみを計上。